

## 奈良・平安朝における皇親賜姓について

藤 木 邦 彦

### 一

君主制国家において、君主に血縁のつながりをもつ者が、その尊貴の故をもって国家や社会から特別の優遇をうけたことは、君主を重んずる所以でもあって、当然の現象であるが、またしかし、年代の経過につれてそのような人たちの員数がふえ、またなかにはその優遇をうけるにふさわしくない者も出てくるわけであるから、国家としてはその優遇に要する経費を節約し、また君主の名誉を維持していくために、これらの人々を適宜整理してその員数の減少をはかっていかなければならなかったことも、これもまた当然であった。わが律令国家において、天皇の親族たる皇親に関する規定が定められたのは、天皇を頂点とする身分制度を整えて皇親を優遇するとともに、これを通じて天皇中心の国家体制を安定させようとしたものであるが、またその後、皇親の臣籍降下のための皇親賜姓という処置がしばしば執られていったのも、国家財政を維持し、且つまた天皇の権威を永く安泰としてい

くための手段であった。

そもそもこの皇親賜姓というものは、もちろんわが氏姓制度の歴史を背景として考えらるべき問題で、氏姓がわが大和国家において皇室中心のかたちに整理され、次いでわが律令国家形成期において、天皇の権威を一層強化する目的で改定された天武天皇の八姓制定以後、その趣意を実現するために一般諸氏に対してその改賜姓が行なわれていく過程において、律令において同じく皇室の権威を確立するための皇親制を極力健全に維持すべく、実行されていった現象であった。従って、皇親賜姓はそれ自身としては一見小さな問題のように見えるかもしれないけれども、この処置の開始とその実施上の変遷は、律令国家の解体と封建制度の形成という、古代から中世への歴史的な大きな流れの中において、その過程のそれぞれの時期の情勢と対応し、またその大勢をよく反映しているもののように思われる。

すなわち、わが律令国家は律令制定後まもなく財政の困難に苦しみはじめ、政府の統制力も弱まり、またとくに天武天皇によってうちた

てられた天皇中心の身分制度もみだれてくるが、それとともに皇親、とくにその末葉たちの経済的困窮も加わり、その素質の劣悪化が目立ってき、皇親賜姓の表面上の理由はともかく、裏面においては公私にわたるこの経済的理由が実質的に強くなっていく。次いで桓武天皇は、律令国家の再興を企図し、皇親制も律令の規定に嚴重にもどすとともに、財政緊縮のためにはそれまで例のなかった皇子の賜姓すらはじめられるのであるが、自己に疎遠な皇親ばかりでなく、このように自己最愛の皇子にすら賜姓されることは、これを先例としてほぼ歴代行なわれるようになり、平安後期の十世紀後半までおよぶのである。

皇親に対する給与が奈良時代以降ますます薄くなったことは国家財政の規模の縮小から当然のことであり、その財源を、例えば親王任国制とか親王年給の制とか、またとくに皇室費捻出のために開かれた勅旨田などの田地の支給とかの、他の財源に求めても応じきれないほどであったから、この皇親賜姓の盛行はやむをえない現象であった。ただ、その整理の方法として、なるべく皇子女の母が卑姓の者から選んでいったことも当然のことであった。

しかも、その皇親そのものの絶対数の増加は、この九世紀から十世紀前半にかけての注目すべき現象であった。これは、八世紀末の光仁天皇や九世紀末の光孝天皇のように傍系から皇位につかれた天皇の出現のために、律令の規定によって皇親の数が急増した特別の場合もあるとともに、一般的には、天皇の外戚となつて権勢をふるうことをねらう藤原氏などの諸豪族が競つて娘を後宮に納れたことによるもので

あった。またこれには、三善清行が「意見封事十二箇条」の中で「弘仁承和二代、尤好<sup>本朝</sup>内寵<sup>文粹</sup>」<sup>と</sup>といったようなことも関係しているかもしれない。

しかし、やがてその後の藤原摂関時代に入ると、とくに天皇に近い皇親の数は減少し、これらの皇親に対する賜姓のことはあまり目立たなくなる。その理由については、先学、とくに最近では阿部武彦氏の「氏姓」や赤木志津子氏の「賜姓源氏考」<sup>〔平安貴族の生活と文化〕所取</sup>などでもよく考えられていることであるが、私としては一応次のように整理しておきたいと思う。先ず摂関家の勢力が確立すると、藤原氏はその勢力を長く独占するために、他家から女性を後宮へ送りこむことを抑圧するようになり、このため皇子（従つてまたそれらもうける皇孫以下の皇親）の発生が制限されて、その絶対数が減少することになったことが考えられる。次には、その皇子女の母がまたそれほど卑姓の出身のものが少なくなったことも、従つてまた考えられることである。しかし、なおまた、藤原氏一門の人々の官位昇進の枠をひろげるために、賜姓された皇子を逆にもとの皇親の方へ送り返すような手段もとっているほどで、賜姓ということが藤原氏の立場から意識的に極力おさえられることになったことにもよるものであろう。さらにはまた、当時の寺院の物心両面にわたる勢力の發展は、皇親に賜姓して臣籍に降すよりも、寺院に入れる方が、精神的にも物質的にもその生活を安定させようことを考えさせるようになり、従来ならば賜姓されるはずの者が多く僧尼となつていったことによるものともみられ、この傾向は院政時



の名籍とするが、のちの延喜式<sup>宮内式</sup>では、親王の名籍も正親司で案記することになっている。これはもと一世の皇子・皇女は生まれながらにして親王・内親王であったから、その必要もなかったが、淳仁天皇の天平宝字三年（七五九）六月十六日から、親王宣下をうけてのち親王と称することになり<sup>続日、本紀</sup>、二世以下の者でも親王となりうることになったので、それから親王の名籍も掌ることになったものであろう<sup>令、氏一註解</sup>。

皇親の待遇はきわめて厚かった。とくに親王に対して格別であったことは勿論である。親王の席次は常に諸王・諸臣の上であり、日常これに対して礼をつくすことが要求されており、その犯罪・薨去に際しても特別の扱いをうけ、官につけば、大臣・大宰帥・八省卿（のちには彈正尹・三國太守なども）等すべて長官たる地位に任じ、またこれに所属すべき家令や従者などが与えられた<sup>令、延喜式、官職秘抄等</sup>。諸王の場合には、親王の場合よりはかなり劣るが、それでもこれに次ぐ優遇があった<sup>同上</sup>。

位階は、親王には一品から四品までの品位が与えられ、諸王には一位から五位までの位階が与えられた。はじめ天武十四年（六六〇）正月二日に改定された位階の制度では、皇親（親王・諸王）と諸臣との区別が立てられたが<sup>日本書紀</sup>、大宝律令から親王と諸王・諸臣の区別となったことは、親王の地位をさらに高めたものであった。なお、服飾の色彩についても、皇親は諸臣と異なるものがあつた<sup>官位令集解、衣服令集解</sup>。皇親にはすべて不課の特典があつた。なお、皇親でない五世・六世

王も、次に述べる蔭または蔭に准じて不課とされ、七世王はとくに調は輸しても係は免ぜられ、八世以下になってはじめて完全にその特典を失つた<sup>集解、令</sup>。

皇親にはまた蔭の特典があつた。すなわち親王は有品・無品を問わずその子は二十一歳になると従四位下が与えられ、諸王の子は従五位下、五世王は同じく従五位下であるが、その子は正六位上（庶子は正六位下）が与えられるのは、諸臣一位の嫡子が従五位下を与えられるのと同等の扱いで、さすがにかなり高い待遇であつた。

皇親には、また多額の田地や禄が支給された。親王の品田は一品に八十町（これは諸臣正一位の位田と同額であるが、庶民の口分田の四百倍にあたる）、二品には六十町、三品には五十町、四品には四十町（諸臣正三位の位田と同額）が与えられる（女子の場合は各三分の二）<sup>田</sup>。諸王の位田は、諸臣の位田と同様である。また食封としては、親王一品に八百戸（正一位は三百戸）、二品に六百戸（正二位は二百戸）、四品は三百戸（以上、内親王は各半減）が与えられた。なお、無品親王には大同三（七〇三）年六月二十九日、男女ともに二百戸が与えられることになった。しかし翌四年六月二十三日、内親王はやはり令に准じて半減することにした<sup>類聚三、代格</sup>。諸王は諸臣の場合と同様である<sup>令</sup>。また、皇親は十三才になると時服料が給された。それは、春繩二疋、糸二絢、布四端、鍬十口、秋繩二疋、綿二屯、布六端、鉄四廷があり、また乳母を給される王には繩四疋、糸八絢、布十二端が給された<sup>令</sup>。のち天平十七年（七四五）五月二十五日には、無位の皇親に春秋

の服を給するには、今後上日一百四十（一年間の出勤日数が百四十日）に満たなければ給しなくなったが、天平宝字三年（七五）六月二十二日の氷上真人塩焼の奏によると、いつのころか三世王以下の者はすべて上日を計算されて禄を給することになったらしく、このようなことは皇親を矜む趣意にそむくという塩焼の奏によって、すべて上日の如何にかかわらず給されることに改められた<sup>統目</sup>。しかし、その後もお上日を調べられて支給されなくなった者もあったらしく、延暦二十年（八〇）十二月十三日の太政官符で再び上日が満たなくとも支給されることとされた<sup>類聚三</sup>。また、のち無品親王・内親王には、絹五十疋、細布四十七端二丈一尺、綿二百屯が与えられることになった<sup>延喜式</sup>。

このほか、有品親王には月料とって、毎月米塩が支給され（ただし、のち大同三年五月二十四日これを停止したこともあったが<sup>日本</sup>）、また諸王に対して臨時に米塩を支給されることもあった<sup>続日本紀、天平五、年閏三月戊子条</sup>。さてまた、これらの皇親が官職に就任することになると、それぞれの官職に応じて職田・職封・季禄などがつくことになり、さらに功があれば功田・功封などがつくことになることは、諸臣の場合と同様であった。しかし、これらはその勤労や勲功に対する報償であるから、当然の収入として差支えないものであるが、これまで挙げてきた数々の給与は、本人の能力の如何にかかわらず、生まれながらにしてそのまま与えられる恩典であり、その優遇はまことに大きいものであったというべきである。そこでこれが、皇親の員数が増加していけばいく

ほど、皇室費、ひいては国家財政においてかなりの負担となったことと  
思われるのである<sup>「八姓」制定の意義（律令制と貴族政權）所収、参照</sup>。

### 三

しかるに、皇親の数ははたして増大した。それは年代の経過にとともに自然増によるものばかりではなかった。令制における皇親制成立後早くも皇親の範囲が拡大されたことにもよるものであった。すなわち先ず、五世王も皇親の範囲に入れられることになったのである。すでに律において、六議の第一に議親というものがあり、それは、皇族及び五等以上の親は罪があれば先ずその罪を議することを天皇に奏請し、その裁可を待ってのちこれを決罰するものであったが<sup>疏</sup>、さらには前述のように不課の特典は五世・六世王まで認められており、そこに五世王もまた皇親に入れられる素地があったといえ、また大宝二年（七五）五月五日の勅に「若五世王自有<sup>三</sup>辞訟<sup>一</sup>須<sup>三</sup>受理<sup>一</sup>者、特給<sup>三</sup>坐席<sup>一</sup>而与<sup>三</sup>所分<sup>一</sup>」<sup>統目</sup>とあって、このように訴訟についても皇親と同様な待遇を与えられるに至っていた。そしてついに慶雲三年（七六）二月十六日の七条制の其七において「准<sup>レ</sup>令、五世之王、雖<sup>レ</sup>得<sup>三</sup>王名<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>在<sup>三</sup>皇親之限<sup>一</sup>、今五世之王、雖<sup>レ</sup>有<sup>三</sup>王名<sup>一</sup>、已<sup>レ</sup>絶<sup>三</sup>皇親之籍<sup>一</sup>、遂<sup>レ</sup>入<sup>三</sup>諸臣之列<sup>一</sup>、顧<sup>レ</sup>念親<sup>レ</sup>々之恩、不<sup>レ</sup>勝<sup>三</sup>絶<sup>レ</sup>籍之痛<sup>一</sup>、自<sup>レ</sup>今以後、五世之王在<sup>三</sup>皇親之限<sup>一</sup>、其承<sup>レ</sup>嫡者相承<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>王、自<sup>レ</sup>余如<sup>レ</sup>令」<sup>統目</sup>とあるように、五世王から皇親の籍を離れることになるのを気の毒に思い、これを皇親の籍に留めることとし、またその嫡子を王と称することにした。

つまり、これは皇親の範圍を従来よりもう一世下にずらしたことになるのであって、この変化が皇親の数をかなり増加させることになったことは、先ず想像することができる。次にまた、天平元年（七三〇）八月五日には、「又五世王嫡子<sub>己上</sub>、娶<sub>孫王生</sub>男女<sub>二</sub>者入<sub>皇親之限</sub>。自余依<sub>慶雲三年格</sub>。」本紀とあり、すなわち五世王の嫡子が孫女王を娶つて男女を生んだ場合には、この男女も皇親のうちに入れることとした。これは孫女王はすでに二世であるから、その子として考えれば当然のことかもしれないが、父の世数から考えて疑問とされた例があったにちがいない、それを明確に皇親のうちに入れると定めたもので、それだけまた皇親の数がふえたことも考えられるわけである。ちなみに、皇親の女性は、継嗣令によれば、臣下に降嫁することを許されなかつたが、のち延暦十二年（七九三）九月十日、大臣良家の子孫に三世以上の皇親を娶ることを許し、特に藤原氏に対してはその歴代の功績によって、二世以下の皇親までこれを許した<sub>本紀</sub>。もっともこの場合、その皇親は婚嫁しても皇親の地位は失なわなかつたが、また一方、その夫が皇親となることは許されなかつた<sub>延書</sub>。

しかるに、右の五世王や五世王の嫡子たちに与えるべき位階は明確にされず、しかもその数が多いためにあまねく位階を与えることも困難になつたらしく、ようやくのち延暦十五年（七九六）十二月九日の詔によつて、四世王・五世王および五世王の嫡子は年齢二十一になつた者には正六位上、五世王の庶子には正六位下を与えることになつたことが、「皇親之蔭、事具<sub>令条</sub>、而宗室之胤、枝葉已衆、欲<sub>加</sub>榮班、

難<sub>可</sub>周及、是以進仕無<sub>階</sub>、白首不<sub>調</sub>、眷<sub>言</sub>於此、実合<sub>矜恕</sub>、宜<sub>其</sub>四世五世王、及五世王嫡子年滿<sub>廿一</sub>者、叙<sub>正六位上</sub>、但庶子者降<sub>三階</sub>叙、自今而後、永以為<sub>例</sub>。」本紀とあることによつて知られるのであるが、ここにも、余りにも皇親の数が多くなつてきたことがみられることと思う。

さらにはまた、これらの皇親のなかには、すでに早くから生活に窮迫する者も多数出てきたようである、天平五年（七三三）閏三月二十一日には、「諸王飢乏者二百十三人、召<sub>入</sub>於殿前、各賜<sub>米塩</sub>、詔責<sub>其懶惰</sub>、令<sub>治</sub>生業。」本紀とあり、臨時に食料を支給することまで行なわれるようになったが、そこには彼らの生活態度の安易さも認められたものらしい。ことに皇親の末葉になると、恥を知らぬ者も出てきたようである、五世王たちが自己の都合で庶民の他の家の者を養子にして自己の家にひきいれ、皇親の特典を享受させようとするものも多くなつたようである。これはのち延暦十七年（七九八）閏五月二十三日格にみられるところで、そこには「詔曰、云々、依<sub>令</sub>、五世之王、雖<sub>得</sub>王名、不在<sub>皇親之限</sub>、爰及<sub>慶雲</sub>、昇居<sub>親限</sub>、如<sub>聞</sub>、頑闇之輩、為<sub>規</sub>微<sub>禄</sub>、携<sub>養庸流</sub>、名為<sub>胤</sub>、遂附<sub>属籍</sub>、以<sub>汗</sub>宗室、非<sub>徒速</sub>禍於一己、同亦黷<sub>於七廟</sub>、朕所以、丁寧<sub>過</sub>於再三、曾不<sub>改悟</sub>、弥長<sub>姦濫</sub>、静言<sub>其弊</sub>、深合<sub>懲清</sub>、宜<sub>停</sub>後格、一依<sub>令条</sub>、俾<sub>夫玉石殊貫</sub>、蘭艾不<sub>雜</sub>。」代格とあり、すなわち皇親の愚かな連中が（恐らく借財したのによるものであろうか）普通の家（恐らく借財した相手方の家であろう）の者を自分の子として籍に入れ、家系をけがすように

なつたので度々これを戒めたが一向に改悟しないから、嚴重にこれを懲らすべきであり、そこで、さきに五世王も皇親に入れることにした慶雲三年の格をやめて、再びもとの令の規定通り四世までを皇親とするように改め、家柄のよいものと悪いものとのちがいはつきりさせよ、というものであった。このような弊風は桓武天皇朝にはじまったのではなく、恐らく奈良時代からあったことで、あくまで諸制を振肅しようとした桓武天皇によってようやくこれが令制にかえされたものと思われるのである。微禄をただすために借財することは、五世王ばかりでなく、ひろく皇親にもあったらしい。そこに、すでに彼らの生活がかなり苦しくなってきたことが察せられるのであるが、すなわちそれは同じく延暦十八年(七九七)三月九日の格によっても窺い知られるところである。そこには、「(先)心<sub>レ</sub>禁<sub>レ</sub>皇親之<sub>レ</sub>禄<sub>レ</sub>乞<sub>レ</sub>売<sub>レ</sub>賤<sub>レ</sub>事」として、「(神王)右<sub>レ</sub>檢<sub>レ</sub>案<sub>レ</sub>内<sub>レ</sub>、太<sub>レ</sub>政<sub>レ</sub>官<sub>レ</sub>去<sub>レ</sub>延<sub>レ</sub>曆<sub>レ</sub>十六<sub>レ</sub>年<sub>レ</sub>四<sub>レ</sub>月<sub>レ</sub>廿<sub>レ</sub>四<sub>レ</sub>日<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>諸<sub>レ</sub>国<sub>レ</sub>符<sub>レ</sub>符、自<sub>レ</sub>今<sub>レ</sub>以後、公<sub>レ</sub>私<sub>レ</sub>拳<sub>レ</sub>錢<sub>レ</sub>宜<sub>レ</sub>限<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>年<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>収<sub>レ</sub>半<sub>レ</sub>倍<sub>レ</sub>利<sub>レ</sub>、雖<sub>レ</sub>積<sub>レ</sub>年<sub>レ</sub>紀<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>責<sub>レ</sub>者、今<sub>レ</sub>右<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>臣<sub>レ</sub>宣<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>勅、如<sub>レ</sub>聞<sub>レ</sub>、王<sub>レ</sub>親<sub>レ</sub>或<sub>レ</sub>募<sub>レ</sub>多<sub>レ</sub>禄<sub>レ</sub>、先<sub>レ</sub>受<sub>レ</sub>少<sub>レ</sub>価<sub>レ</sub>、或<sub>レ</sub>設<sub>レ</sub>重<sub>レ</sub>質<sub>レ</sub>、餼<sub>レ</sub>乞<sub>レ</sub>賤<sub>レ</sub>物<sub>レ</sub>、苟<sub>レ</sub>貪<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>前<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>顧<sub>レ</sub>後<sub>レ</sub>弊<sub>レ</sub>、報<sub>レ</sub>償<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>日<sub>レ</sub>既<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>倍<sub>レ</sub>、因<sub>レ</sub>茲<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>司<sub>レ</sub>豪<sub>レ</sub>民<sub>レ</sub>競<sub>レ</sub>求<sub>レ</sub>利<sub>レ</sub>潤<sub>レ</sub>、如<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>与<sub>レ</sub>与<sub>レ</sub>倍<sub>レ</sub>、班<sub>レ</sub>禄<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>日<sub>レ</sub>濫<sub>レ</sub>訴<sub>レ</sub>繁多<sub>レ</sub>、自<sub>レ</sub>今<sub>レ</sub>以後、売<sub>レ</sub>買<sub>レ</sub>賈<sub>レ</sub>物<sub>レ</sub>、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>半<sub>レ</sub>倍<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>利<sub>レ</sub>、如<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>違<sub>レ</sub>犯<sub>レ</sub>、依<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>科<sub>レ</sub>処<sub>レ</sub>。」(類聚三)とあって、皇親たちが或いは禄を受けることをあてにして先きに少額の借財をし、或いは重い質をおいてつまらない物を借り、目前のことを貪って後でひどい目にあうことを考えないため、これを返済するときには倍以上もとられてしまう。そこで、富裕な庶民たちが競って利潤を求め

て皇親に貸与するので、いよいよ禄を皇親たちに分け給えるときになると、訴訟が頻発するようになっていく。そこで禄物をもって決済するために売買するにあたっては、利息は五割を過ぎるようなことがあってはならぬ。もしこれに違犯したら法によって所罰せよ、というのである。これは、世間知らずの皇親たちが、富有な庶民たちに乗ぜられてひどい目にあうような情勢を物語っているわけだが、前にあげた五世王の場合と考えあわせてみれば、ときによっては負債を払うことができずに、相手を自己の家に養子として入れて皇親の待遇を受けさせるようなことをしないわけにはいかぬような結果になった者もかなり出たことであろう。そこには近世末の旗本株の売買を思わせるものがあるのである。このような奈良朝以来の弊風が、ついに桓武天皇の思いきった改革を招くことになったものであろう。

#### 四

皇親制のこのような変動のかたわら、一方では皇親賜姓がはじまり、かつこれが続行されていくのである。

すでに天武天皇は、その十三年(六四四)十月一日に、真人・朝臣・宿弥・忌寸・道師・臣・連・稻置の八姓を制定されたが、そのうちの上位の姓である真人と朝臣が皇別に対して与えられるものであり、さらにそのうちの真人は、それ以前の公(君)に代えて、皇室の近親にあたる継体天皇より数えて五世以内の世代の者に与えられ、また朝臣は、それ以前の臣に代えて、皇室から疎遠になった皇別のものと与え

られるのが原則であつたらしい。前記、竹内理三氏「天武」一八姓「制定の意義」参照。

そこで、その後皇親を臣籍に降下させるときには、この原則に従つて先ずほとんど真人姓を賜わるようになった。しかるにそれが平安時代になると、一方ではその原則も続いているといえるけれど、むしろ天皇に近くて当然真人姓を与えらるべき者に対して、かえつて朝臣姓を与えられるようになった。すなわち、桓武天皇朝には、後に述べるように、皇親一世に対して、広根・長岡・良峯という朝臣姓が与えられ、これが先例となつて後世に及ぶのである。そこでこの一条天皇朝には、「正暦二年九月是月、改從二位讀岐權守高階真人成忠姓、為朝臣、依中宮外祖也。」日本紀略とあるように、中宮の外祖であるという理由によつて、本来真人姓をもつ高階氏を朝臣姓に昇格させたような例などもみられるようになるのである。すなわちこれは、奈良朝以来藤原氏のように大功によつてとくに朝臣姓を与えられたものの勢力がしだいに伸び、これに反して皇親の勢力がしだいに衰えるようになるにつれて、社会的な通念が変り、実際には真人姓が朝臣姓よりむしろ低く、というより、朝臣姓が真人姓以上に高く考えられるようになってきたことによるものであろう。

さきに天武十三年十月一日詔をもつて八色の姓が制定された即日、「守山公、路公、高橋公、三国公、当麻公、茨城公、丹比公、猪名公、坂田公、羽田公、息長公、酒人公、山道公、十三氏賜姓曰真人」日本書紀とされた（このうち息長公・羽田公・山道公は応神裔だが継体天皇の近親の関係があり、酒人公・坂田公・三国公は継体裔、猪名

公・丹比公は宣化裔、守山公・路公は敏達裔、当麻公は用明裔、高橋公・茨城公は出身不明）後、元正天皇朝まで、このような旧姓をもつ者に対する真人の賜姓はしばらくそのあとを絶つのであるが、それはともかく、皇親から直接姓を賜わつて臣籍に降るものとしては、聖武天皇の天平年間から始まるのである。天平八年（七三六）十一月十一日の葛城王等の上表の中に、「臣葛城等言、去天平五年、故知太政官事一品舍人親王、大將軍一品新田部親王宣勅曰、聞道、諸王等願賜臣連姓、供奉朝廷、是以召王等令問其状者。」日本書紀とあるのによれば、天平五年（七三三）ごろにその実施の気運があつたことが知られる。ただ、諸王らが真人でなく、臣連姓を賜わらんことを望むとしてゐることは、八姓制定後まだ皇親からの臣籍降下がないので、賜姓を望むにはあえて高姓を憚かつて臣・連姓をもつてしたものでもあろうか。もつとも、諸王らが賜姓を望むとしているが、これはむしろ政府側においてその必要を感じてきたのを、諸王側からこれを出願するかたちをとらせることにしたものと考えられる。

## 五

さてここに、奈良時代における皇親賜姓の実例をまとめて表示しておこう。〔出典、続紀Ⅱ続日本紀、補任Ⅱ公卿補任〕

天皇	年	月	日	賜	姓	者	賜	姓	備	考	出	典
聖武	天平一(七元)	四	三	從四位上高安王	大原真人		大原真人		敏達裔		統	紀
"	天平二(七〇)	九	五	從五位下神前王	甘南備真人		甘南備真人	"	"		"	"
"	[天平一九(七四)]	正	一六	國見真人真城	大宅真人		大宅真人	"	改氏名		"	"
孝謙	天平勝宝三(七五)	正	二七	正五位下大井王	奈良真人		奈良真人		出自不明		"	"
				無位垂水王、男三室王、甥三影王、日名王、名辺王	三嶋真人		三嶋真人		舒明裔			
				無位廬原王、男安曇王、三笠王、对馬王、物部王、牧野王、孫奈羅王、小倉王								
				無位猪名部王、男大湯坐王、堤王、菟原王、三上王、野原王、礪波王等								
				無位御船王	淡海真人		淡海真人		天智裔			
				無位等美王	内真人		内真人		出自不明			
				無位壬生王、岡屋王	美和真人		美和真人		天武裔			
				無位清水王、男三狩王	海上真人		海上真人		敏達裔			
				田部王	春日真人		春日真人	"	"			
				文成王	甘南備真人		甘南備真人	"	"			
				平群王、常陸王	志紀真人		志紀真人		出自不明			
"	天平勝宝三(七五)	一〇	七	從五位上伊香王、男高城王、無位池上王	甘南備真人		甘南備真人	"	敏達裔		統	紀

孝謙 天平勝宝四(七五三)・八・二二二 從三位智努王等 文室真人 天武裔 智努はのち浄三と改名 統 紀

(補任では九・二二二)

天平勝宝四(七五三)・九・七 大市王 文室真人 天武裔 大市は智努の弟 補 任

天平勝宝六(七五四)・閏・一〇・一九 從五位下秋篠王、男継成王、姪浜 丘基真人 天武裔 敏達裔 統 紀

天平勝宝六(七五四)・一・二・二五 左大舍人無位多米王 高額真人 天武裔 補 紀

天平勝宝七(七五五)・四・一八 從五位下丘基真人秋篠等二十一人 豊国真人 天武裔 補 紀

天平勝宝七(七五五)・六・一五 和氣王・細川王 岡真人 天武裔 補 紀

天平宝字元(七五七)・八・三 塩焼王 水上真人 天武裔 補 任

天平宝字元(七五七)・閏八・一八 從五位下出雲王、篠原王、尾張王 豊野真人 天武裔 補 任

天平宝字二(七五八)・二・九 無位奄智王、猪名部王 池上真人 敏達裔 補 任

(同年・二・一五重出)

天平宝字五(七五六)・三・二・四 芽(葦、または茅)原王 ○竜田真人 天智裔 多穢島に配流 補 任

天平宝字七(七五七)・八・一九 池田親王子男女五人 御長真人 天武裔 補 任

天平宝字八(七五八)・一〇・七 中務少丞正六位上大原真人都良麻 浄原真人 敏達裔 補 任

天平宝字八(七五八)・一〇・九 從四位上守部王之男笠王、何鹿 ○三長真人 天武裔 補 任

賜名浄貞、宝龜三、四 大原真人に復す 天武裔 補 任

王、為奈王

正三位三原王之男山口王、長津王、

船王之男葦田王、及孫他田王

津守王、豊浦王、宮子女王

從四位下三嶋王之女河辺王、葛王 (不明)

丹波に配流

宝亀二・七・一一共に王に復す

天武裔

伊豆に配流、三長真人らと共に王に復す

天武裔

天武裔

改氏、宝亀三、四、大原真人に復す

聖武皇女改名厨女、京より追放

宝亀三・一二・一二復す

称 徳 (天平神護元(七五)・六・六

大原真人魚(真)福等二人

波登理真人

天武裔

改氏、宝亀三、四、大原真人に復す

聖武皇女改名厨女、京より追放

宝亀三・一二・一二復す

// 神護景雲三(七六)・五・二五

不破内親王

○厨真人

天武裔

光 仁 宝亀二(七)・九・一三

從四位下三嶋王之男林王

山辺真人

天武裔

從四位下三使王之男女三直王、鷹取王、三宅王、畝火王、石部女王

從四位上守部王之男笠王、何鹿王、猪名王

長谷真人於保

安宿王

文室真人

天武裔

高階真人

高階真人

天武裔

// [宝亀三・正・二六  
宝亀四(七三)・一〇・六

不明 不明

從五位下掃守王男小月王

○勝間田

出自不明、信濃に配流、

不明

藤野等九人

○三長真人

（無姓）  
 宝亀三・二・二復す  
 天武裔  
 宝亀三・八・二復す

〃

右のうち、姓の上に○印を付したものは、犯罪により、皇親の身分を奪って臣籍に降した上で処罰を加えた事例である。そのうち、芽原王は、三品忍壁親王の孫、従四位下山前王の子だが、「天性凶悪、喜遊酒肆、時与御使連麻呂博飲、忽発怒刺殺、屠其股穴、便置胸上而膾之。」という乱暴を働き、他の罪状も明白であるというので、「有司奏請其罪、帝以宗室之故、不忍致法、仍除王名配流。」  
本紀の処罰をうけ、多嶺島に流され、男女六人もこれに坐して随わせたものであった。また、笠王・何鹿王らは藤原仲麻呂の乱に坐して処罰されたものであるが、小月王・藤野らの場合の理由はともに不明である。

なお、右のほかにも、賜姓のことがなくて処罰された例もある。すなわち、宝亀三年（七三二）十月五日、中務大輔従五位上兼少納言信濃守菅生王（出自不明）は小家内親王（舍人親王の孫女）を姦して除名され、内親王も属籍を削られたが、賜姓のことはみえず、またこれよりさき、天平神護元年（七五五）八月一日、和氣王（舍人親王の孫）が謀反の理由で誅されたとき、その男女大伴王・長岡王・名草王・山階王・采女王は属籍を削られた（のち宝亀二年九月十三日属籍を復された）がこのときも賜姓のことはみえていない。また別に、天平宝字八年（七六四）

十月九日、船親王（舍人親王の子）は仲麻呂と謀ったとして諸王に下して隠岐国に流され、池田親王（舍人親王の子）も馬を多く集めて事を謀ったとして同じく諸王に下して土佐国に配流された例もある。

このほか、皇親の賜姓について、左のような特別の二例がある。すなわち、先ず天平宝字七年（七六三）十月十七日の続日本紀の記事によると、この日参議礼部卿従三位藤原朝臣弟貞が薨じたが、弟貞は左大臣長屋王の子で、もと山背王といい、天平元（七五九）長屋王が罪によって自尽させられたとき、その子の従四位下膳夫王、無位桑田王、葛木王、鉤取王もまた自殺させられたが、山背王は安宿王、黄文王ならびに女教勝とともに藤原不比等の娘が生んだ子供であるという理由で死を免かれた。しかるに天平勝宝八年（七五七）安宿王、黄文王が謀反したとき山背王はひそかにこれを通報したので、孝謙天皇はこれを嘉みし、姓を藤原朝臣、名を弟貞と与えられたという。皇親でありながら、その功によって藤原朝臣の姓を賜わったのは、その母が藤原氏であったからではあるが、藤原朝臣の姓が当時すでに功を賞するものとして与えられるほど、藤原氏の地位が高く認められていたことを思わせるのである。

次にまた、これよりさき、天平八年（七三六）十一月十一日、敏達天皇

五世の孫葛城王(すなわち美努王の子)は、弟の佐為王とともに、母の梟犬養橋宿禰三千代のあとをうけて橋宿禰の姓を賜わらんことを願ひ出て、同十七日これを許されたことがある。橋宿禰は、和銅元年十一月二十五日、元明天皇が梟犬養三千代の忠誠を褒めて杯に浮かぶ橋を賜ひ、「橋者果子之長上、人之所好、柯凌霜雪而繁茂、葉經寒暑而不彫、与三珠玉共競光、交三金銀以逾美、是以汝姓者賜三橋宿禰也。」本紀と勅して賜わった(万葉集にはこの時の御製「橋花は実さへ花さへ其葉さへ枝に霜ふれどいや常葉の樹」を伝えている)ものだが、その三千代がすでになくなっていた当時において、その継嗣がなければこの明詔を失うことになることを恐れて願ひ出たといひ、これに対して孝謙天皇から「省三從三位葛城王等表、具知三意趣、王等情深、謙讓志在、願親、辭三皇族之高名、請三外家之橋姓、尋思所執、誠得三時宜、一依三來乞、賜三橋宿禰、千秋万歳相繼無窮。」本紀八年十一月十七日詔(新撰姓氏錄は同年十二月詔)との詔を賜わり、橋宿禰となるとともに諸兄と改名したようである。補任さらに、のち天平勝宝二年(750)正月十六日、宿禰姓を改めて、橋朝臣の姓を賜わったのは、もちろんその家格を高める

ことを望んだからであらうが、ともかくこれらの賜姓のことを通して察せられる彼の意図は、恐らく、皇親の勢力が藤原氏に庄せられてきたそのころ、藤原不比等と再婚して光明皇后を生んだ母親三千代のあとを継いで、その巨財の相続者ともなり、且つ藤原氏との縁を強化し、しかも藤原氏とならんで政界に勢力を伸ばすことにあつたと思われる。ともかく皇親賜姓には、右の二例のような特別な事情による特殊の賜姓があつたことも注意しておきたい。

六

次に、平安時代における皇親賜姓を考えるにあたって、便宜上、その実施の状態を表にまとめておきたい。

〔出典、統紀〕続日本紀、姓氏新撰姓氏錄、補任公卿補任、紹運皇胤紹運錄、三代三代実録、後紀日本後紀、紀略日本紀略、統後紀続日本後紀、類国類聚国史、文徳文徳実録、歌仙三十六歌仙伝、古事古事談、禁抄禁秘抄、西宮西宮記、帝王帝王編年記、源氏源氏系図、分派尊卑分派、符宣類聚符宣抄、世紀本朝世紀、中右中右記

天皇	年	月	日	賜姓者	賜姓	母	備考	出典
桓武	延暦六(777)	二	五	光仁皇子諸勝	広根朝臣	女孀梟犬養広耳		統紀、姓氏
〃	〃	〃	〃	桓武皇子岡成	長岡朝臣	女孀多治比豊繼		〃
〃	〃	〃	〃	桓武皇子安世	良峯朝臣	女孀百濟永繼		補任、姓氏

桓武 延暦一一(七九〇)・七・三

// // 一四(七九二)・二

// // 一七(七九八)・二・二・二四

// // 一八(七九九)・三・一八

// // 二三(八〇四)・六・二一

// // 二四(八〇五)・二・一五

清直王

綿麻呂

友上王・長谷

上野王

小倉王子繁野

多王・登美王ら一七人

吉並□王・並王ら一七人

駿河王・広益王ら一六人

池原王・嶋原王二人

貞原王・真貞王二人

坂野王・石野王ら一六人

篠井王・坂合王ら五人

十二月王・小二月王ら三人

永世王・末成王・末繼王

田辺王・高槻王ら

船木王

岡山女王・広岡女王ら四人

広永王・益永王ら四人

田村王・小田村王・金江王・真殿王・河原王ら八人

八嶋王

淡海真人

三緒朝臣

清原真人

清滝朝臣

清原真人

三園真人

近江真人

清海真人

志賀真人

浄額真人

清岳真人

浄原真人

室原真人

春原真人

美海真人

長井真人

岡原真人

豊岑真人

長谷真人

山科真人

天智裔

天武裔

//

//

//

//

弘文裔か

不明

//

//

敏達裔

不明

天智裔

不明

//

天武裔

//

//

//

三緒は三諸か、大同元  
・正・二一改賜三山朝臣

統紀(貞観七・六)

夏野と改名

//

//

//

承和一四・閏三・一五  
改賜文室朝臣

平城 大同元(八〇六)・五・一六

從四位上五百枝王

春原朝臣 天智裔

統紀

嵯峨 弘仁五(八二四)・五・九

嵯峨皇子信

源朝臣

広井氏

勅は八日付

三代・姓氏・紹運

弘

上毛野氏

飯高宅肩

常

飯高宅肩

明

布勢氏

皇女貞姫

当麻氏

潔姫

当麻氏

全姫

百濟教命

善姫

百濟教命

弘仁初年

高岳親王子善繼ら

在原朝臣

平城孫

高岳麿太子後

三代(貞觀七・三二)

九(八二八)・八・二三

明日香親王子四人

久我朝臣

桓武孫

後紀

淳和 天長五(八二八)・五・八

嵯峨皇子定

源朝臣

百濟慶命

淳和猶子

三代(貞觀五・正三)

九(八三三)

淳和皇女忠子・尚子

統朝臣

不明

三代(貞觀五・正三)

年間

嵯峨皇子融・生・勤

源朝臣

大原全子・笠縫子・  
惟良氏・秋篠高子・  
山田近子・百濟慶命・  
田中氏・栗田氏・長岡氏・  
布勢氏・紀氏・内藏氏・  
甘南備氏・不明

後紀・補任

澄・安・賢・繼・

嵯峨皇女盈姫・端姫・

密姫・更姫・神姫・容姫・

吾姫・声姫・良姫・年姫・若姫

淳和 天長二(八三)・七・六

三(八三)

葛原親王子高棟ら

阿保親王子仲平・行平・守平・業平

平朝臣 桓武孫  
在原朝臣 平城孫

紹運・分脈は閏七月

紀略 三代(元慶四・五・六)

一〇(八三)・五・二八

一〇(八三)・六・八

一〇(八三)・一一・七

六世長岡・岡於王ら男女二七人

舍人親王子孫美能王

六世王豊宗・豊方ら七人

清原真人 天武裔

天武裔

天武裔

仁明 承和二(八三)・四・二

仁明皇子多・冷・光・効

源朝臣 不明

のち属籍を削られ出家して深覚、貞観八、貞

三代(貞観八・三)

朝臣

承和五(八三)・四・一五

八(八四)・七・一一

九(八四)・六・二三

一〇(八四)・六・七

六・二九?

一一(八四)

一二(八四)・二・二八

一三(八四)・六・二五

一四(八四)・七・二

一四(八四)・一一・二〇

一四(八四)・閏三・一五

正六位上春男王

六世御津井王ら一六人

保雄王男長宗ら一〇人

六世長谷王ら四人

六世岑正王ら四人

安継王ら七人

峯緒

興岑・豊助・藤主ら一七人

広田王戸口長田ら王四七人

岑成王男永安ら三九人

六世豊繩ら王一二二人

御友王男広野ら王六人

宗高真人 不明

有沢真人 天武裔

清滝真人

真春真人 不明

高階真人 天武裔

清滝真人

高階真人

清原真人

淡海真人

天智裔

天智裔

天智裔

分脈は一二年

類国 統後紀

統後紀

統後紀

統後紀

統後紀

統後紀

統後紀

統後紀

統後紀

統後紀



清和 貞觀三(八六三)・四・二五

文德皇子行有・皇女富子・淵子 源朝臣 布勢氏・菅原氏・

三代

〔八(八六三)・三・二一

仁明皇子深寂

貞朝臣

滋野氏 三国氏

仁明朝源姓のち出家、この年賜貞朝臣登

〕

一五(八七三)・四・二二

清和皇子長猷・長淵

源朝臣

賀茂氏・大野氏

〕

長鹽・皇女載子

源朝臣

佐伯氏・賀茂氏

〕

一八(八七〇)・三・一三

清和皇子長頼

源朝臣

佐伯氏

〕

一二(八七〇)・二・一四

時康親王(のち光孝)子元長

源朝臣

班子女王

〕

貞恒・是恒ら七人

源朝臣

不明

〕

旧鑑

源朝臣

讚岐

〕

清実

源朝臣

布勢

〕

過ちで属籍を削られ、仁和二・一〇・一三賜 滋水朝臣

文徳・三代

貞觀元(八五九)・六・二

舍人親王六世孫秋岡王ら二人

清原真人

天武裔

三代

九・五

新田部親王子孫高原王

三原朝臣

〕

〕

四(八六三)・四・二〇

正躬王男住世王ら一五人

平朝臣

桓武裔

〕

五・二二

磯城親王五世孫坂井王

清原真人

天武裔

〕

貞觀七・六・二三に重出

五(八六三)・八・八

仲野親王子房世王

平朝臣

桓武裔

〕

七(八六三)・六・一六

六世三坂王

淡海真人

天智裔

〕

六・二三

磯城親王五世孫坂井王

清原真人

天武裔

〕

重出(恐らく実施の時か)

〃	八(八六)・一〇・八	六世男藤王ら七人	淡海真人	天智裔	〃
〃	一三(八七)・八・一六	有道王の子ら五人	清原真人	天武裔	〃
〃	〃	有氏王	〃	〃	〃
〃	一五(八七)・五・二九	淡海真人浜成ら九人	淡海朝臣	天智裔	〃
〃	〃	成相王・後相王	高階真人	天武裔	〃
〃	〃	藤山王ら一九人	文室真人	〃	〃
〃	〃	幸身王・時身王	平朝臣	桓武裔	〃
〃	〃	善常王・直道王・今道王	清原真人	天武裔	〃
〃	一六(八七)・二・二三	中原真人正基	〃	〃	〃
〃	〃	仲野親王孫好風・貞文	平朝臣	桓武裔	〃
〃	〃	本康親王子雅望王	〃	仁明孫	分脈
〃 ?	不明				

陽 成	元慶元(八七)・二・二七	万多親王孫高平王	平朝臣	桓武裔	三代
〃	二(八七)・二・二五	賀陽親王孫潔行王	〃	〃	〃
〃	四(八〇)・正・二六	有相王	〃	〃	〃
〃	〃	人康親王子興基王	源朝臣	仁明孫	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	忠相王・敏相王・宜子女王	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	本野王	淡海真人	天智裔	〃
〃	〃	源信の子尋	春朝臣	嵯峨孫	〃
〃	五(八二)・六・九				
〃	〃				
〃	〃				
〃	六(八二)・六・二五	仲野親王子実世王男景行ら	平朝臣	桓武裔	〃
〃	〃	人康親王子興範王・興扶王	源朝臣	仁明孫	〃
〃	六(八三)・七・一				
〃	〃				
〃	八(八四)・三・八	潔世王の子遂良王	平朝臣	桓武裔	〃

源信子となさず賜姓に洩る

光孝 元慶八(八八四)・四・一三

光孝皇子是忠・是貞・定相

源朝臣 班子女王

定省は仁和三・八・二  
五復籍

国紀・香泉・友貞

不明

光孝皇女遲子・緩子・麗子・奇子・忠子・簡子・崇子・連子・

班子女王・不明

緩子・礼子・最子・偕子・黙子・

・是子・並子・為子・深子・周子・密子ら男女二九人

光孝皇女和子

光孝皇女袂子

光孝皇女和子

光孝皇女袂子

不明

三代

仁和元(八八五)・四・一四  
三(八八七)・二・九

仁和元(八八五)・二・一五

峯兄ら一九人

惟原朝臣 天智裔

三代

二・二八

仲野親王子孫安典王

平朝臣 桓武裔

三代

二(八八六)・七・一五

安平ら五人

不明

三代

宇多 寛平元(八八六)・三是月

光孝皇子是茂

源朝臣 不明

紀略・分脈

〔三(八九一)・一二・二九

光孝養子源是忠・為子

親王・内 嵯峨孫・昇の子

復籍

紀略・補任

親王

醍醐 延喜八(九〇八)までに

宇多皇女順子

源朝臣

不明

補任・古事

一〇(九二〇)・一二・二八

醍醐皇子高明

源唱女周子

符宣・紀略・帝王等

兼明

藤原菅根女淑姬

貞元二・四・二一復籍

自明

不明

允明  
 兼子・雅子  
 源周子  
 源敏相女  
 源周子  
 不明  
 紀氏・伴氏・佐伯氏  
 藤原氏  
 康保四・六・二二復籍  
 世紀・禁秘・西宮等  
 分脈・紹運  
 紹運

延喜一二(九二)是歲  
 不明  
 是忠の子清平王  
 元長親王子兼明  
 元利親王子忠時  
 元良親王子佐芸・佐平・佐親  
 元平親王子兼名  
 敦実親王子雅信・重信・寛信  
 敦慶親王子後古・方古  
 敦固親王子宗室・宗成  
 齊中親王子英明・庶明  
 源朝臣  
 光孝孫  
 陽成孫  
 源氏は延喜十三年とす  
 分脈・源氏

村上 天慶四(九六〇)・二二・二九  
 村上皇子昭平  
 源朝臣  
 藤原氏  
 貞元二・四・二二復籍  
 符宣・分脈・紀略・西宮  
 天慶九(九四〇)・五是月  
 天曆年間  
 代明親王子延光  
 是忠孫季明  
 為平親王子頼定  
 平朝臣  
 源朝臣  
 醍醐孫  
 光孝曾孫  
 村上孫  
 補任  
 分脈  
 補任

村上	天徳四(九六〇)・六・一五	貞純親王子経基	源和孫	分脈が天徳五・六・一五とするは実施の時	源氏・分脈
??	不明	貞数親王子為善	分脈		
??	??	貞真親王子蕃基ら五人	分脈		
??	??	貞元親王子国淵ら	分脈		
??	??	惟世王子寧幹	平朝臣	文徳曾孫	分脈

後一条	寛仁四(一〇三〇)・一一・二六	具平親王子師房	源朝臣	村上孫	本名資定	補任・分脈
〃	万寿二(一〇三五)・三・二九	清仁親王子延信王	〃	花山孫	〃	紹運・分脈

後朱雀	長久二(一〇四二)・一一・八	敦明親王子基平ら	〃	三条孫	〃	中右・補任
-----	----------------	----------	---	-----	---	-------

鳥羽	元永二(一一二九)・八・一四	輔仁親王子有仁	〃	後三条孫	〃	〃
----	----------------	---------	---	------	---	---

安德	治承四(一一八〇)・五・一六	後白河天皇皇子以仁王	〃	藤原成子	反乱に対する所罰、以玉海、明月記 光と改名して、土佐配	〃
----	----------------	------------	---	------	--------------------------------	---

七

さて、平安の新時代を開いた桓武天皇朝は、前代以来の律令国家解  
 体の傾向を阻止すべく、令制に修正を加え、かつその励行に努め、皇  
 威の回復と国家の再興を図った時代である。それだけに、皇親制の改

革や皇親賜姓の実施についても注目すべきものがあつた。  
 皇親制の改革においては、さきに述べたように、延暦十七年(七九八)  
 閏五月二十三日の勅により、五世王を除いて四世までを皇親とする令  
 制に復帰させ、延暦十五年(七九六)十二月九日の詔では、諸王の子を従  
 五位下とする令の規定を正六位上、その庶子はさらに一階下すことに

した。すなわち、皇親数の制限と皇親待遇上の軽減を図ったものである。

また皇親不課の特典は、まことに魅力的なものであっただけに、皇親の末葉になると、努めてこれをその手に留めておこうとする傾向があったので、その警戒に努めた。すなわち、延暦二年（七六三）九月二日、近江国から「除<sub>三</sub>王姓<sub>二</sub>從<sub>三</sub>百姓<sub>一</sub>戸五烟、口一百一人、戸主槻村、井上、大岡、大魚、動神等五人、並山村王之孫也、其祖父山村王、以<sub>三</sub>去養老五年<sub>一</sub>、編<sub>二</sub>附此郡<sub>一</sub>、自<sub>レ</sub>爾以來、子孫蕃息、或七八世、分為<sub>三</sub>數烟<sub>二</sub>。」有様であることをいい、恐らくこれらが不課の特典を引続き享受していたらしく、「依<sub>レ</sub>格六世以下、除<sub>三</sub>承<sub>レ</sub>嫡者<sub>一</sub>之外、可<sub>レ</sub>科<sub>三</sub>課役<sub>一</sub>、望請、承<sub>レ</sub>嫡之戸、遷<sub>二</sub>附京戸<sub>一</sub>、自<sub>余</sub>与<sub>レ</sub>姓科<sub>レ</sub>課。」と願出てきたので、所司で皇親の籍を調べたところ山村王の名は無いので、よって「從<sub>三</sub>百姓之例<sub>一</sub>、但不<sub>レ</sub>与<sub>三</sub>真人之姓<sub>二</sub>。」（略カ）とした例や、また延暦十一年（七九二）七月二日の勅に「頃年京職輒賜<sub>三</sub>諸王<sub>一</sub>、即著<sub>三</sub>籍帳<sub>一</sub>、以成<sub>レ</sub>常。」として勝手に諸王として籍帳に載せるものがあることをいい、「自<sub>レ</sub>今以後、六世以下之王、情願<sub>レ</sub>賜<sub>レ</sub>姓、注<sub>三</sub>所<sub>レ</sub>願姓<sub>一</sub>、先以申請、然後行<sub>レ</sub>之」（類聚）と命じ、さらに、延暦二十三年（八〇四）正月二十三日の制には重ねてこの趣旨を述べて、頃年まだ申請がないので、「自<sub>レ</sub>今以後、除<sub>三</sub>承<sub>レ</sub>嫡之外、猶不<sub>レ</sub>改者、宜抑<sub>レ</sub>止計帳、不<sub>レ</sub>得<sub>三</sub>疎<sub>一</sub>。」（略カ） （日本後紀）としたことよってこれを知ることができる。

また、このようなこともあって、氏姓の混乱がひどくなってきたので、これを矯正する必要が感ぜられ、延暦十八年（七九六）十二月二十九

日に「天下臣民已衆、或源同流別、或宗異姓同、欲<sub>レ</sub>拠<sub>三</sub>譜牒<sub>一</sub>、多經<sub>二</sub>改易<sub>一</sub>、至<sub>レ</sub>檢<sub>三</sub>籍帳<sub>一</sub>、難<sub>レ</sub>弁<sub>三</sub>本枝<sub>一</sub>、宜<sub>下</sub>布<sub>三</sub>告天下<sub>一</sub>、令<sub>下</sub>進<sub>三</sub>本系帳<sub>一</sub>。」云々（日本後紀）の勅が出て、諸氏に命じて本系帳を提出させることにしたが、これがのち嵯峨天皇朝の弘仁五年（八二四）六月一日（六年七月二十日増訂再上進（佐伯有清氏「新撰姓、集大成されて新撰姓氏録となることも注目すべき現象であった。なお、これに関連して、弘仁五年八月四日に「勘系所」（日本後紀）の名がみえ、次いでいつのころからか「勘王世系所」がおかれたことが、仁明天皇朝の承和十三年（八四六）三月九日の記事（日本後紀）にみられる。

次に、桓武天皇朝の皇親賜姓の実施は、一挙に百名以上というような大規模なものになったことは上掲の表によってみられる通りであるが、なお、ここに最も注意すべきことは、一世皇親すなわち皇子すらも賜姓して臣下に降すことがはじまったことである。ただ、その母が卑姓の者について行なったもので、その数も極めて少かったとはいえ、今後ほぼ歴朝行なわれていく皇子・皇女賜姓の先例を開いたものであった。

次の平城天皇朝は短期間でもあり、賜姓はわずかに諸王の一件をみるのみであるが、次いで嵯峨天皇朝からまた、桓武天皇朝に引続いて盛んに行なわれるようになる。すなわち、弘仁五年（八二四）五月八日詔において、「男女稍衆、未<sub>レ</sub>識<sub>三</sub>子道<sub>一</sub>、還為<sub>三</sub>人父<sub>一</sub>、屢累<sub>三</sub>封邑<sub>一</sub>、空費<sub>三</sub>府庫<sub>一</sub>、朕傷<sub>三</sub>千懷<sub>一</sub>。」として皇子女の臣籍降下を行なう理由をあげられ、「思<sub>下</sub>除<sub>三</sub>親王之号<sub>一</sub>、賜<sub>三</sub>朝臣之姓<sub>一</sub>、編為<sub>三</sub>同籍<sub>一</sub>、從<sub>三</sub>事於公<sub>一</sub>、出身之初、

一叙<sup>六</sup>位、唯前号<sup>三</sup>親王、不可<sup>三</sup>更改、同母後産、猶復一列、其余如可<sup>開</sup>者、朕殊裁下。」云々類聚三代格、日本紀略等とされているが、そこになお母の出自が標準となることが暗示されている。これに対して公卿らは翌日、「君臣之後、自然各定、若除<sup>三</sup>親王之号、叙<sup>三</sup>庶人之位、託<sup>三</sup>封邑之費、卑<sup>三</sup>枝葉之曹、恐後世之有識、謂<sup>三</sup>前時之不<sup>三</sup>穩、枉言<sup>三</sup>聖拱、不敢不<sup>三</sup>奏。」と諫止したが許されず、断行された。この時、皇子女八人に對して姓を与えられ、左京一条一坊に貫し、源信を以てその戸主とされた新撰姓氏錄、河海抄。

この源氏賜姓は、源朝臣定の伝に「其源之命<sup>レ</sup>氏始<sup>レ</sup>於此<sup>三</sup>矣。」三代實錄、貞觀五年正月三日条とある通りであり、その由来については、「秉燭譚」古事類苑、姓名部所引に

「北魏ノ時、源賀ニ始テ源姓ヲ賜フ、源賀ハ本魏ノ皇族ニテ、源ヲ同フスルニ因テ、始テ源姓ヲ賜フコト、源賀ガ伝ニ在リ、本朝ニテ源氏ハ、皆皇族ヨリ出ツ、同一義ナリ」とし、いかにも魏書の源賀伝に、源賀が河西王の子で、父の敗戦によつて世祖のもとに來たとき、「賀偉<sup>三</sup>容貌<sup>三</sup>善<sup>三</sup>風儀<sup>三</sup>、世祖素聞<sup>三</sup>其名<sup>三</sup>、及<sup>レ</sup>見器<sup>三</sup>其機弁<sup>三</sup>。」として西平侯・竜驤將軍としたが、さらに賀に對して「卿与<sup>レ</sup>朕源同、因<sup>レ</sup>事分<sup>レ</sup>姓、今可<sup>レ</sup>為<sup>三</sup>源氏<sup>三</sup>。」としたといわれ、平安初期においてこの故事はよく知られていたはずであるから、確かにこれによつて源の姓が選ばれたのであろう。また赤木志津子氏が「あらたにはじめられた流のみなも」といふ新鮮はつらつとした精神が汲みとられる。同氏「賜姓」とされる源氏考とは同感である。嵯峨源氏が多く一字名であるのもこの源賀の例にならうものと推察されているのも正しいであろう。これから歴代、皇子

女に源姓を賜わることがはじまるが、従つてその家系を區別するため、出自の天皇名とあわせて嵯峨源氏・清和源氏・村上源氏などと、後世呼ばれるようになる。

また、のち貞觀五年（八六三）九月二十日の時康親王らの奏によれば、「嵯峨遺旨、母氏有<sup>レ</sup>過者、其子不<sup>レ</sup>得<sup>三</sup>源氏<sup>三</sup>。」三代實錄、貞觀八年三月二日条とあつて、さきに仁明天皇皇子登が源姓を賜わりながら、母の過失で属籍を削られ、僧となつていたのを、本姓に復させるのにやはり源姓でなく、新たに貞朝臣を賜うた例や、時康親王皇子清美がさきに源姓を賜わりながら、これは自己の過失で源姓を奪われ、光孝天皇朝に許されて、また新たに滋水朝臣と賜わつていた例などをみれば、源朝臣姓が当時最も尊重されるものとなつていたことが知られる。しかも賜姓者は、賜姓後でもその待遇はほとんど親王と変わらず、例えば天長四年（八三三）三月三日、「太上天皇之親王、并源氏、召<sup>三</sup>見仁寿殿<sup>三</sup>賜<sup>三</sup>衣服<sup>三</sup>。」日本書紀略、貞觀十六年（八七四）四月二十七日、「勅賜<sup>三</sup>親王及源氏新錢三千七百貫、令<sup>三</sup>各買<sup>三</sup>居宅<sup>三</sup>。」三代實錄、また仁和元年（八六〇）四月二十七日、「親王源氏、預<sup>三</sup>時服<sup>三</sup>者亦多<sup>三</sup>。」云々三代實錄といふようにほとんど同列に扱われたのである。従つて、源氏の人々は自負心が強く、源融は陽成天皇廢位のあとで帝位につく意図を示し鑑大、また源俊が天慶二年（八七二）東国への推問使に任せられながら関白忠平に抵抗してあえて出発しなかつたことにも、これをみる事ができる。井上滿郎氏「持門の乱と中央政權」(史林五〇一六)参照。後世、藤原道長が宇多源氏・醍醐源氏の娘と結婚してその家格を高め、紫式部が「源氏物語」に光源氏を主人公としたのもこのことに由来する。またこの

源氏の自負心は、心のおごりとして、のち愚管抄や神皇正統記によって批判されるまでになった。

また、賜姓源氏の先駆となった嵯峨源氏が淳和・仁明朝において政界に進出した現象は、天皇家権門化の発展を示し、それが摂関制への先行形態とみられることは、目崎徳衛氏・黒板伸夫氏らの説かれる通りであり「延喜天曆時、代の研究」、仁明・文徳源氏、さらに醍醐源氏も一応は嵯峨源氏にならう姿をとるけれども、この権門天皇家に執拗に食い入る藤原氏に抗しきれず、嵯峨源氏とともにしだいに中小貴族に没落していき、わずかに地方において勢力を養ったものの中からやがて清和源氏があつて星野恒博士によって唱えられたこともあるが、いづれにしてもまだ疑問が多いので「遠藤元男氏「源、平史料綜覧」、ここには通説に従っておく。なお、中央政界においては、のち藤原摂関家の後退に乗じて、村上源氏の進出がみられることになる。また、花山源氏が永く神職界に勢力を張り、さらに後世、正親町源氏が宮廷において名をなすことも、付記しておきたい。

さて、源氏について述べたところで、のち清和源氏と併称された桓武平氏についてみておこう。平氏は、淳和天皇朝の天長二年（八二五）に、桓武天皇皇子の葛原親王から、その子の高棟らに平朝臣を賜わるよう願ひ出て許されて以来、二世皇親以下に対して与えられるようになった姓で、桓武平氏のほかに仁明・文徳・光孝の各平氏があるが、後世には桓武平氏（なかでも伊勢平氏）が最も有名になった。これは

高棟の甥にあたる高望ら五人が寛平五年（八九三）、宇多天皇から平朝臣姓を賜わり、その子孫が武門の家として栄えたことによる。平の名の由来は、平家勲文録「統曆書類」に「高望王の時、寛平元年十二月十三日に、民部卿宗章の朝臣、帝皇をかたふげんとせし時、祖王の宣旨をかうふりて、宗章を追罰せし故に、帝王御感有て、同二年の五月十二日上総守になり、朝敵をたひらくる故に平の姓を賜はる。」とし、常陸大椽系図でも、やはり「為平朝敵賜平姓。」としているが、これは平氏がのち武士として栄えたのちの付会説に過ぎない。平氏はすでに天長二年（八二五）に高棟らに賜わったのを最初とするもので、その高棟は「長六尺美鬚」ではあったが、「幼而聡悟、好読書伝。」三代貞観九年五月十九日条という人物で、それまで侍従・大学頭を勤めているにすぎず、武事に関するものでは同四年（八三三）六月に兵部大輔になっているが、少くとも賜姓の時点では、朝敵を討平するというような意味の名称はふさわしくない。やはり、太田亮氏が「其の名称は、平安京（京都市）の本訓・タヒラより起る。蓋し桓武帝・此の都を建てられしにより、其の子孫、此の氏を賜ひしならん。」同氏「姓氏」とされる考えが正しい。しかし、なお進んでむしろ「平安宮仁御宇之倭根子天皇」「朝野内記、御即位条」の称がはじまった桓武天皇のその御称呼におこったものであるうか。しかしまた、貞観五年（八六三）八月八日の房世王の上表の中に「作平朝臣姓、即取三得平之義。」三代実録とあるのも注意すべく、平和をかち得るといふ観念的な意味も、そのうちにおこってきたことを思わせるものがあるのである。いづれにしても、この源平二氏がその尊

貴の故にとくに地方民の尊敬をうけ、やがて武士団の中核となって発  
展し、次代の指導的地位を獲得することになることを注意しておかな  
ければならない。

## 八

さて、次に平安初期における皇子女の数を便宜上「大日本史」によ  
って数えてみると、多少の狂いはあるにしてもその概数は、桓武天皇  
三十五、平城天皇七、嵯峨天皇五十、淳和天皇十二、仁明天皇二十  
三、文徳天皇三十一、清和天皇十九、陽成天皇九という数字を示し、  
従って諸王の数も前代以来のものに加えて、かなりの多数にのぼって  
きたことと思われる。清和天皇朝において、貞観七年（八六五）正月二十  
五日の太政大臣藤原良房らの奏によってみると、「親王之數四十有  
余。」<sup>三代</sup> <sup>實錄</sup>としており、これに年料給分（すなわち年官）を与えるにつ  
いて、桓武天皇から文徳天皇までの六代の親王に対して、親王巡給の  
制を定めて順番にこれを支給しているのだが、その方法は親王全部を  
通しての順番でなく各歴代ごとに定めた順番で行なっているため、親  
王によっては或いは一年ごと、また或いは数年を経て稀れに支給さ  
れ、かつ内親王の分はこれを省いてしまうために議論が多く、甚だ不  
公平であるし、またその支給の対象となる主典・史生も現在不足に悩  
んでいる状態なので、数年を隔ててもあまねく支給することは困難で  
あるから、今後は全部をまとめた上での順番で支給することにした  
い。ただし特別の支給である別給はこの限りではないとしたいと奏し

て、これが裁下された有様であった。また諸王についてみると、貞観  
七年（八六五）二月二日の記事<sup>三代</sup> <sup>實錄</sup>では、貞観四年（八六二）四月、二世から  
四世に至る諸王の数は五、六百人、これに対して夏冬の衣服を賜うの  
に人数を限らなかつたが、現在名簿に載るところは四百余人で、その  
人数を限らずに支給することは徒らに帑藏を費すばかりだから、現在  
の人数を以て定数として、闕けたら補っていくというかたちにした  
いという豊前王の意見が出た。そこで貞観十二年（八七〇）二月二十日、公  
卿は諸王の季禄を減じ兼ねて給禄の定額を立てるべきことを奏し、  
「但專停<sup>レ</sup>之、則似<sup>レ</sup>疎<sup>レ</sup>皇親、全給<sup>レ</sup>之、即可<sup>レ</sup>闕<sup>レ</sup>国用、取捨之方宜<sup>レ</sup>、  
勤<sup>レ</sup>折中、又王氏蕃昌、万<sup>レ</sup>倍曩日、計<sup>レ</sup>其<sup>レ</sup>禄物、所<sup>レ</sup>費難<sup>レ</sup>支、伏望<sup>レ</sup>、  
當時預<sup>レ</sup>禄者、四百廿九人為<sup>レ</sup>定員、後生年足者、隨<sup>レ</sup>闕補<sup>レ</sup>之、但自願<sup>レ</sup>、  
賜<sup>レ</sup>姓属<sup>レ</sup>籍者、不<sup>レ</sup>以為<sup>レ</sup>闕、重以、去年炎旱、農民失<sup>レ</sup>望、聖上撤<sup>レ</sup>服  
御常膳、群下減<sup>レ</sup>食封位禄、而至<sup>レ</sup>千王禄、依<sup>レ</sup>旧不<sup>レ</sup>悛」としてついに  
裁可され、且つ同年二月二十五日には勅して諸王の季禄四分の一を減  
じられた。皇親の過多に苦しむ政府の悩みがよく示されているところ  
である。

しかも一方、諸王の家では皇親としての不課の特典をながくその手  
に留めておきたかつたよう、すでに桓武天皇朝にもこのことがみえ  
ていたが、ついに淳和天皇朝の天長九年（八三二）十二月十五日勅になる  
と、「夫王氏者、王号乃止於五世、資蔭不<sup>レ</sup>過於六世、典制斯存、沿  
来浸久」であるにもかかわらず、なお優恤を乞うので、「推<sup>レ</sup>校古今、  
聽<sup>レ</sup>其所<sup>レ</sup>請、宜<sup>レ</sup>七世以下計<sup>レ</sup>數至<sup>レ</sup>千五世課役鐫除、其既賜<sup>レ</sup>姓者、

不<sub>レ</sub>論<sub>三</sub>先後<sub>一</sub>、一依<sub>三</sub>王蔭<sub>一</sub>、計<sub>レ</sub>世容<sub>レ</sub>之、亦同<sub>三</sub>此例<sub>一</sub>。三代実録 政事要略とする大福の讓歩を示し、このため貞観五年（八六三）十月二十七日には、「撰津国河辺郡人九世散位正六位上川原公清永、川原公清宗、正七位上川原公清貞、從八位下川原公清方、十一世大膳大進正六位上為奈真人菅雄等五人之戸、並<sub>レ</sub>獨<sub>三</sub>課役<sub>一</sub>、清永等、宣化天皇皇子火焰王之後、計<sub>三</sub>其世數<sub>一</sub>、未<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>徵<sub>三</sub>課役<sub>一</sub>也。」三代実録とされ、また元慶四年（八八〇）十月二十七日には、この宣化天皇皇子火焰王の例によって、撰津国河辺郡人九世從七位下川原公福貞、無位川原公福繼、有馬郡人無位川原公干被、河辺郡人十世從八位下川原公夏吉、大初位下川原公有利等五戸が課徭を免ぜられるようお願い出てこれまた許される有様であった。同類の事態は恐らくひろくおこり、国家の財政をますます苦しめるようになったことであろう。

## 九

次に、光孝天皇以後、藤原摂関時代が終る後冷泉天皇までの形勢についてみることにしよう。皇子女の数は、さきのように「大日本史」によって概数をみると、光孝天皇四十五、宇多天皇二十、醍醐天皇三十六、朱雀天皇一、村上天皇十九となっていて、ここまでは、朱雀天皇の場合を除き、なおかなりの数を示しているが、冷泉天皇から急に著しく減少して、冷泉天皇七、円融天皇一、花山天皇四、一条天皇五、三条天皇六、後一条天皇三、後朱雀天皇七、後冷泉天皇〇となっている。従ってまた諸王の数も恐らくかなり減少したことである

う。そこで、当代直接の皇子女に対する賜姓が村上天皇の時代をもつて絶えるのは、先ずこの皇親の絶対数の減少が第一の理由として挙げられることであろう。

また後宮の女性の出自をみても、光孝天皇までは前期から引続いてまだ他氏の娘が多数混在するが、宇多天皇のときは藤原氏・源氏の娘と女王のほかは菅原氏と橘氏との娘のみとなり、醍醐天皇以後はほとんど藤原氏の娘のほかは皇女・女王または源氏の娘となり、ことに冷泉天皇以後はその数も少くなった上に、ほとんど藤原氏の娘が独占するかたちとなっている。ただ冷泉・円融・後朱雀・後冷泉の各天皇には皇女、花山天皇には女王がまじってはいられるが、いずれも藤原氏と関係深く、すでに藤原氏が天皇家および親王・源氏などと複雑な婚姻関係によってほとんど同族化してきた時代のことであるから、皇女・女王や源氏の娘などを全く他の門流の家の娘とする意識はなかったことによるものと思われる。すでに天皇家に対し外戚の縁によってその権勢を確立した藤原氏は、この外戚の権が他に移るのを恐れてすでに同族化した家以外の他家の娘の後宮への進入を阻んだのであり、従って出生される皇子女の数も少なくなったわけであるが、またそこには、かつて皇子女の母親が卑姓の家の出身であることが賜姓の標準となっていたのが、このような形勢となると、強いて賜姓するとなれば多少とも傍流の女性を母とする皇子女をえらぶほかに、またすでに前期にみられたように、賜姓されても親王とあまりちがわない待遇をうけるようになっているのであるから、その必要も恐らく減少

したことであろう。これが賜姓のことがなくなるようになった第二の理由と考えられる。

また、藤原氏はその一族の昇進のためには、すでに賜姓された親王を、逆に再び親王として送り返したという例も二、三みうけられる。すなわち、先ず宇多天皇朝の寛平三年（九一三）十二月、醍醐天皇孫源昇の子源是忠が中納言・左衛門督・檢非違使別当であったのを、天皇の養子として親王に復し、三品に叙せられた例があるが、これはそのあとやがて藤原時平が左衛門督を兼ね、檢非違使別当になり、次いで中納言にのぼったのをみれば、この年正月基経が死んで氏長者になっていた藤原良世らの藤原一門が、基経の子の時平の昇進のためにその進路を用意したものと考えられる。そして、これが次の兼明親王の場合の先例となったのではあるまいか。すなわち、醍醐天皇皇子の兼明・盛明両親王および村上天皇皇子昭平親王の例がやがてみられるのであるが、なかにも兼明親王はすでに源朝臣姓を賜わって左大臣となっていた（実は大納言のとき、安和の変で一時殿上を下ったことがあるが、また復活して昇進した）が、貞元二年（九一七）四月二十一日、これまたすでに賜姓されていた源昭平とともに、円融天皇の勅をもって再び親王となり、兼明は二品に叙せられ、中務卿に改任された。これについては、榮花物語に「かかる程に大殿おぼすやう、世の中もはかなきに、いかでこの右大臣（頼忠）今少し為し上げて、我代りの職をも譲らんとおぼしたちて、ただ今の左大臣兼明の左大臣と聞ゆるは、延喜のみかどの御十六の宮におはします、それ御心地悩しげなりときこしめして、

もとの親王になし給ひつ。さて左大臣には小野宮の頼忠の大臣をなし奉りたまひつ。」同書 卷二とあるように、頼忠の進路をあげるために、兼明病氣といたて、左大臣をやめさせ、再び親王として敬遠してしまつたものであり、兼明はもちろんこれを悦ばず、のち菟裘賦「本朝文書」所収を書いて、その憤りを吐露したほどであった。盛明の場合は、康保四年（九一六）六月大藏卿をやめさせられて、親王とされ四品に叙せられたものだが、本朝その理由はよくわからないけれど、やがて大藏卿のあとには藤原文範らがいるところをみれば、やはりこれを邪魔者扱いにしたことが推察される。このように、たとえさきに述べた同族化した人々といつても、藤原氏にとって支障のある存在となれば、たちまちこれを排斥したのであり、従つてまた、このような事態をなるべくつくらぬために、将来邪魔者となる可能性のあるものをつくりだすような賜姓ということは、これをなるべく避けるようにしたことであつたろう。これも、皇子の賜姓者がなくなつてきた第三の理由と考えられるのである。

次に、当時信仰面でも経済面でもしだいに勢力をのびしてきた寺院に入る皇子もみられるようになった。死に臨んで入道し、また政治的事件に禍いされたようなことから遁世の志をもつて仏門に入る者は、すでに早くからその例があり、またその後も続いていく現象であつたが、またとくに政治的事件に禍いされたようなこともなく、有力な寺院に入つて、安定した生活を送るような皇子が現われてきた。すなわち、宇多天皇皇子の一品敦実親王は、天曆四年（九一五）「皇胤紹運録」では同二年僧とな

つて名を覚真と改め、仁和寺に住み<sup>大鏡</sup>、その子寛朝は東寺一長者、大僧正となつて広沢僧正と称し、孫雅慶も東寺一長者、東大寺別当、大僧正となつて勸修寺僧正と称し<sup>尊卑分</sup>、また村上天皇皇子の致平親王は天元四年(九六二)五月薙髪して悟円と称し、園城寺明王院(のち巖蔵)に住し<sup>日本、</sup>同じく村上天皇昭平親王は永観二年(九八四)薙髪して園城寺(のち巖蔵)に住した<sup>分脈。</sup>また花山天皇皇子深観は東大寺別

当法務大僧都、石山寺座主となり<sup>皇胤紹運録、</sup>同じく花山天皇皇子覚源

も東大寺別当法務権僧正、東寺一長者、醍醐寺座主となつた<sup>皇胤紹運録、</sup>

さらに三条天皇皇子師明親王は、仁和寺に入つて性信と改名し、治暦

四年(二八六)には三宮に准ぜられ、僧としてはじめて二品に叙せら

れ、同じく三条天皇皇子敦昌親王も僧となつて園城寺に住した。この

ように従来なら恐らくは賜姓されたかもしれない皇子たちが、有力な

寺院に入りこんでいくことは、院政時代以降になると著しく盛んにな

つていったことだが、これは、従来の賜姓に代る道ともなつたことを

考えさせられるものがある。すなわち、このことが賜姓が激減した第

四の理由とすることができると思われるのである。

こうして一世皇親に対する賜姓が村上天皇朝をもつて絶え(ただ安

徳天皇朝の後白河天皇皇子以仁王は処罰による特殊例として除く)、

その後は二世以下の皇親に対する賜姓となつてその数も少くなり、鎌

倉時代以後には、順徳天皇皇子忠成王の子彦仁、同天皇皇孫尊雅の子

善成、後嵯峨天皇皇子宗尊親王子惟康、後深草天皇皇子久明親王子守

邦・久良、正親町天皇皇子智仁親王子忠幸などの数例のみを数える程

度になつてしまふのである。

まだ論及し足りないところが多く、叙述も蕪雑になつてしまつたことを恥入るけれども、すでに予定の紙数を超過したこともあり、補論は後日に譲つて、一応これで擱筆する。

(本学教授・国史学)